

令和 6 年度

奈良県住宅新築資金等貸付金
回収管理組合市町村特別会計
(奈良市)決算審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 51 号

令和7年8月8日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺 川 拓

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計
(奈良市) 決算審査意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により審査に付された、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（奈良市）の歳入歳出決算について審査した結果、次のとおりその意見書を提出します。

令和6年度奈良県住宅新築資金等 貸付金回収管理組合市町村特別会計 (奈良市) 決算審査意見書

目 次

第1	審 査 対 象	-----	1
第2	審 査 期 間	-----	1
第3	審 査 方 法	-----	1
第4	審 査 結 果	-----	1
	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(奈良市)	----	2

(注) 1 本書に用いる千円単位の数値は単位未満を切捨て、また、比率は小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、差引きが一致しない場合がある。

2 皆無又は該当数値なしの場合は「－」で表示している。

第1 審 査 対 象

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（奈良市）
歳入歳出決算

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（奈良市）
歳入歳出事項別明細書

第2 審 査 期 間

令和7年6月11日から同年8月8日まで

第3 審 査 方 法

歳入歳出決算書等について、関係帳票との照合等を行うとともに、関係者から説明を求め、審査を実施した。

第4 審 査 結 果

審査に付された決算書等は、一部を除き、関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であると認められた。

また、予算執行状況については、おおむね適正であると認められた。

審査結果に付して記述すべき意見は、次のとおりである。

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（奈良市）

本会計は、住宅新築資金等貸付金を回収するため平成17年1月に設立された、県内関係市町村で構成される一部事務組合である、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「回収管理組合」という。）における、本市対象の特別会計である。本会計を含む各市町村における特別会計については、回収管理組合が令和7年3月31日に解散したため同日付けをもって廃止され、回収管理組合の解散に関する協議書において、組合管理者であった五條市長が決算を行い、構成市町村の長に送付し、当該市町村の監査委員の審査に付した上で、当該市町村議会の認定に付するものとされている。

歳入決算額

（単位：円）

款	項	令和6年度	令和5年度	比較増減
諸収入	貸付金元利収入	4,784,963	10,620,573	△ 5,835,610
	雑入	1,000	11,000	△ 10,000
合計		4,785,963	10,631,573	△ 5,845,610

歳出決算額

（単位：円）

款	項	令和6年度	令和5年度	比較増減
総務費	総務管理費	4,785,963	10,631,573	△ 5,845,610
合計		4,785,963	10,631,573	△ 5,845,610

貸付金元利収入の収入状況

（単位：円・％）

区分	調定額	収入済額	徴収率	不納欠損額	収入未済額
令和6年度	454,001,874	4,784,963	1.1	—	449,216,911
令和5年度	480,531,288	10,620,573	2.2	—	469,910,715
比較増減	△ 26,529,414	△ 5,835,610	△ 1.1	—	△ 20,693,804

本年度の歳入決算額、歳出決算額はいずれも478万5千円の同額となった。

本年度の歳入決算額は、前年度に比べ584万5千円減少した。これは主に、前年度において、大口の一括返済があったことの影響により、貸付金元利収入が減少したことによるものである。

本年度の歳出決算額は、前年度に比べ584万5千円減少した。これは、上記貸付金元利収入が減少したことに伴う本市への返戻金等の減少により、総務管理費が減少したことによるものである。

貸付金元利収入の収入状況は、調定額4億5,400万1千円に対し、収入済額478万4千円となり、その結果収入未済額は4億4,921万6千円となった。なお、前年度の収入未済額4億6,991万円と本年度の調定額4億5,400万1千円の差額1,590万8千円は、本年度において奈良県住宅新築資金等償還事務審査会が回収の見込みがないと判定し、回収管理組合から本市に返還され、本市において不納欠損処分された債権相当額である。

収入未済額である貸付金の残債権4億4,921万6千円（221件）については、令和7年3月31日の回収管理組合解散に先立ち、同年2月1日付けで本市に移管された。

このことから、同年3月末日においては回収管理組合における債権は存在していないことになるため、同年2月時点で移管債権相当額の減額調定を行い、収入未済額を0円として決算を調製する必要があった。

また、所管課によると回収管理組合からの債権移管に当たり、催告状況をはじめとする個々の取組状況等について、十分な事務引継ぎがなされなかったとのことであった。このことは、前年度の回収管理組合市町村特別会計決算審査意見書において、回収管理組合の監査委員の意見として「令和7年2月予定の債権移管にあたっては、債務者の状況等について、各構成市町村への丁寧な説明を望むところである。」と述べられていたことでもあり、全構成市町村で20億円を超える債権（前年度決算）を預かる一部事務組合として、20年もの長きにわたり取り組まれてきた成果にも関わる重要なことであることから、より丁寧な対応が求められたのではないかと考える。

今後において、他の一部事務組合等の解散があった際には、残事業に支障が生じることのないように、当該団体に対し丁寧な引継ぎを求めるよう要望する。

